

令和5年度 鹿児島市立松元中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた性との教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかなければならない。

鹿児島市立松元中学校（以下、「本校」という。）の生徒がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が「いじめは絶対に許されない。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない校風を醸成していかなければならない。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する性との理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

（いじめの定義） 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除く。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さ

らにその再発防止に努める。

2 学校におけるいじめ防止のための組織について

本校では、「いじめ防止対策推進法」に則り、いじめの問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめ防止対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行っていく。

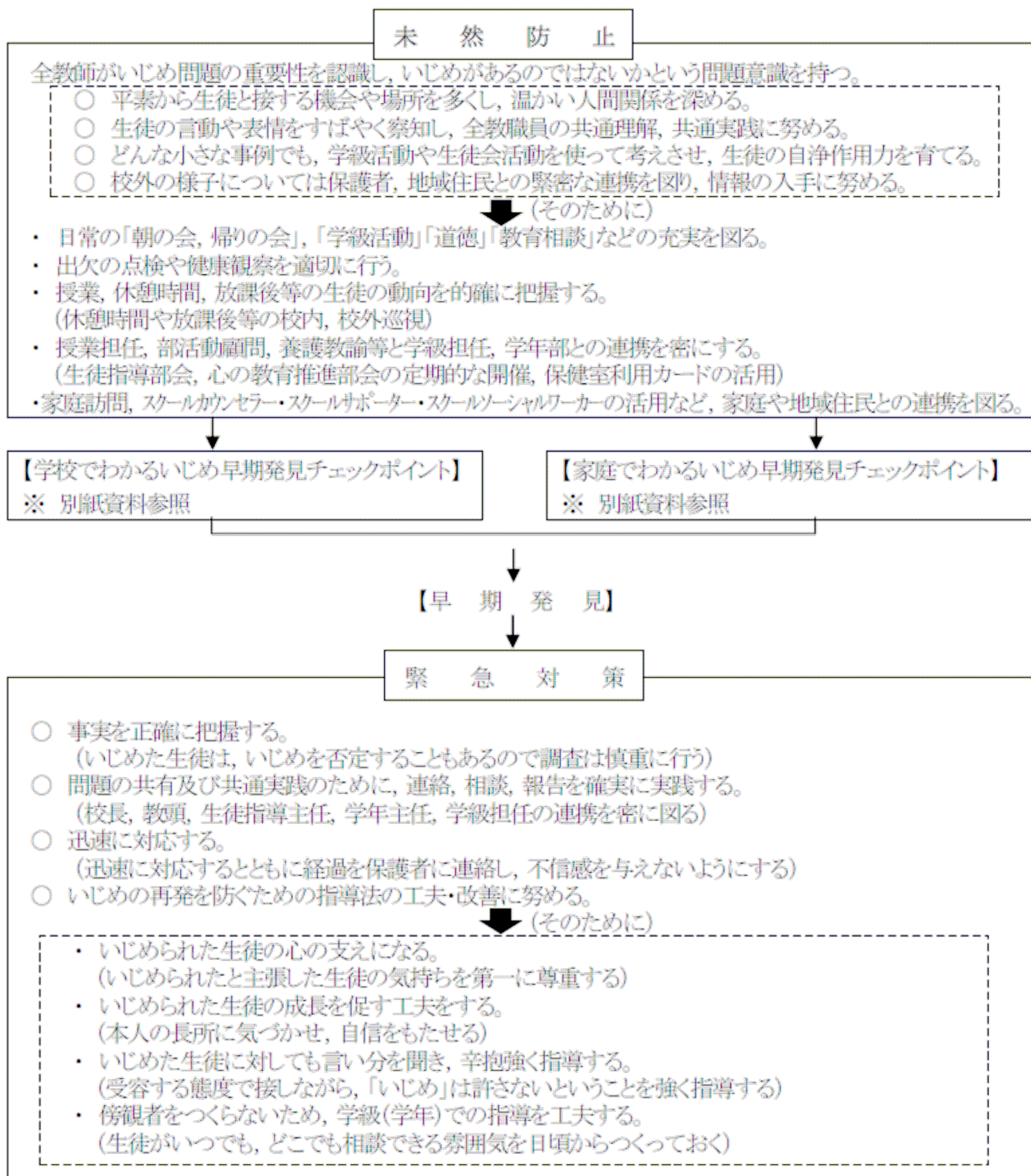
また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの様態や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

〈「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)〉

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

組織の構成					
学校教育目標 豊かな心と健やかな体をもち、確かな学力を身に付けた調和のとれた生徒を育成する。					
家庭・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> 松元中PTA (PTA生活指導部) 松元校区公民館 運営協議会 春山校区公民館 運営協議会 石谷校区公民館 運営協議会 東昌校区公民館 運営協議会 	【いじめ防止対策委員会】(生徒指導部) 1 目的 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。 2 組織構成 いじめ防止対策主任を生徒指導主任とし、校長、教頭、各学年生徒指導係、養護教諭、市スクールカウンセラーで構成する。また、必要に応じて外部専門家を招聘する。 3 運営 毎週行われる生徒指導部内で、いじめ防止対策委員会を兼ねる。いじめ予防の観点から、話し合いを行う。内容については、全職員に報告を行い、共通理解を図る。また、緊急の場合は臨時で関係職員を招集し、いじめ防止対策委員会を行い、迅速かつ適切に対処する。			関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市教育委員会青少年課 227-1971 県警察本部(少年サポートセンター) 232-7869 鹿児島西警察署 285-0110 松元交番 278-1193 県総合教育センター 294-2788 県中央児童相談所 264-3003 鹿児島市子ども福祉課 216-1261 	
【いじめの未然防止】 いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。					
1 教職員の取組 <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止月間中の取組。 「居場所づくり」・「絆づくり」, 「自己肯定感」 2 生徒の取組 <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止標語作成。 生活部あいさつ運動。 生徒会「いじめ撲滅宣言」等の取組。 3 保護者の取組 <ul style="list-style-type: none"> P.T.A読み聞かせの取組。 P.T.Aあいさつ運動の取組。 					
【いじめの早期発見】 全教師がいじめの問題の重要性を認識し、いじめがあるのではないかとという問題意識を持ちながら積極的に認知できるように取り組む。					
1 教職員の取組 <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの定期的な実施(生徒指導係) 職員研修でのいじめ対策必修の活用(生徒指導係・研修係) 定期的な教育相談による把握と情報共有(教育相談係) カ・ワ・カ・ワの保護者・生徒への周知・活用(生徒指導係) 校内巡視の実施(全職員) 学校便りやPTA会合での情報交換(管理職・全職員) 2 生徒の取組 <ul style="list-style-type: none"> 学校、学年、学級生徒会等による学級の様子の確認。 3 保護者の取組 <ul style="list-style-type: none"> PTA生活指導部による朝の登校指導、長期休業校外補導。 学級・学年PTA・会合等による情報交換。 					
【いじめに対する措置】 <ul style="list-style-type: none"> いじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行い、学年部、生徒指導部を中心に組織的に対応する。また、必要に応じて臨時のいじめ防止対策委員会を設ける。 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、被害生徒、保護者の意向を踏まえ所轄警察署との情報連携を、生徒指導主任を中心に対応する。状況に応じて相互連携制度より、連絡票をもとに加害生徒保護者の協力のもと加害生徒への説諭を依頼する。 校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合、教育上必要と認めるときは学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えるものとする。また、市教育委員会と連携のもと学校教育法第二十六条より出席停止等の措置をとるものとする。 いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められるときは、また相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは速やかに教育委員会に報告し、組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。 					
【年間計画】					
月	計画及び評価	実態把握	生徒会活動	情報モラル関連	職員研修
4月	年間及び1学期の活動計画の検討	家庭調査票	あいさつ運動 新人生を送る会	各教科における指導計画の確認	学校基本方針の確認
5月	いじめ防止啓発強調月間の取組	家庭訪問 学校楽しいーと	いじめ防止標語 ポスター作成		生徒指導事例研修 「いじめ対策必修」の活用 具体的な対応の確認
6月		いじめアンケート 相談アンケート・教育相談	あいさつ運動 生徒総会	情報モラル講演会 (1年)	
7月	取組評価アンケート		あいさつ運動	(生徒向け)全体指導 学年PTAでの啓発	
8月	取組評価アンケート集計、検証 2学期の活動計画の検討		あいさつ運動		特別支援教育研修
9月	実態に基づいた対応策の検討		あいさつ運動	携帯・ネット利用実態 調査	情報モラル研修
10月		学校楽しいーと いじめアンケート	あいさつ運動	情報モラル講演会 (2年)	人権同和教育研修
11月		相談アンケート・教育相談	あいさつ運動	家庭教育学級	道徳教育研修
12月	取組評価アンケート		あいさつ運動 赤い羽根共同募 金		
1月	3学期の活動計画の検討	いじめアンケート 学校楽しいーと	あいさつ運動 入学説明会	情報モラル講演会 (新1年保護者)	
2月		相談アンケート・教育相談	あいさつ運動	情報モラル講演会 (3年)	
3月	次年度活動計画案作成		あいさつ運動		

3 いじめの問題についての対応



○ 「組織」を核とした対応

いじめを認知した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

○ いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた生徒の側に立ち、絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに注意深く見守り、安心感を持たせながら支援を行う。必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

○ いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒からも十分に話を聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。

さらに、学校の「組織」が中心となって見守り、指導を徹底する。生徒の成長段階での悩みや葛藤などについても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。そのために必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

○ いじめを通報した生徒への対応

学校は、通報した生徒のプライバシーが守られるように十分配慮する。また、勇気を持って教職員にいじめを通報した生徒を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきりと伝え、いじめを通報した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

○ いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応

いじめている生徒のまわりで一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている生徒の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたらすぐに知らせる勇気を持たせる指導を行う。

○ 保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った生徒の保護者に対しても、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、協力を求める。

学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

○ 地域や家庭、関係機関等への対応

学校は、学校評議員、PTA等地域の関係団体と、いじめ問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼することも考えられる。さらに、いじめの問題における指導において、十分な効果上げるのが困難な場合などには、児童相談所や警察・スクールサポーターなどの関係機関との連携が必要である。

4 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 生徒が自殺を企図したとき
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日以内を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校端教育委員会に報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「緊急対策委員会」は、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A ・ 警察などとの連携

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

(ア) いじめられた生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査方法や調査内容について、十分な説明を行い合意を得る。
- ・ 調査経過について適時・適切な方法で報告する。

(イ) 調査対象の生徒及びその保護者に対して

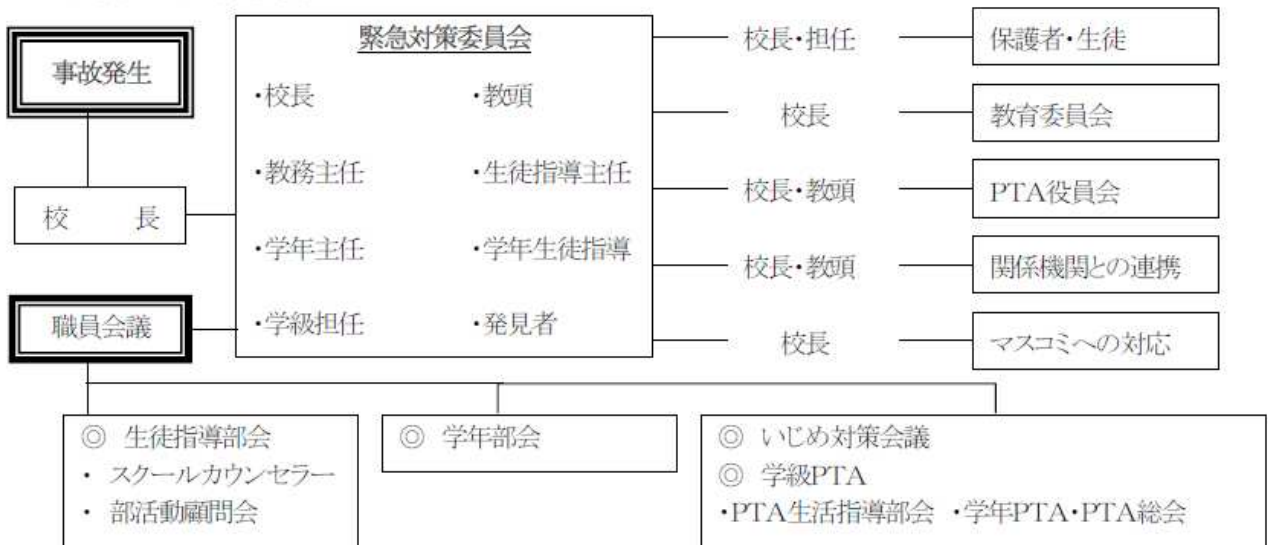
- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得る。

ウ 報道取材への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。

なお、自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、WHO（世界保健

機関)による自殺報道への提言を参考にする。



5 その他

- 松元中学校いじめ防止基本方針を、本校ホームページ上で公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲換気を図る。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、松元中学校いじめ防止基本方針を更新していく。